

とちぎ帯広空港の運営事業開始について

1 運営体制

- ・設置者：国（国土交通省）、管理者：帯広市、運営者：北海道エアポート㈱

2 運営期間

- ・令和3年3月1日～令和31年10月30日
※運営事業終了日：実施契約締結日（令和元年10月31日）から30年後

3 とちぎ帯広空港における運営者の組織体制

- ・北海道エアポート㈱帯広空港事業所 1部5課 計18人（職員派遣を除く）

事業所長(1) — 空港運用部長(1) — 運航情報課(4) 施設管理課(2) 灯火電気課(3)
保安防災課(4) 業務管理課(3)

4 市からの職員派遣

- ・派遣者数 7人（空港管理業務経験職員）
- ・派遣期間 3年（令和3年3月1日～令和6年2月29日）
（うち1人は令和3年4月1日～令和6年2月29日）

5 市の空港担当部署

- ・空港運営事業開始に伴い、空港事務所は廃止し、空港担当部署は観光交流課とする

6 コロナ禍による運営者の中期事業計画の見直し

- ・運営者は中期事業計画について、感染症拡大により先行きが不透明な航空需要を分析しつつ、見直しの時期・内容を検討中

7 今後の帯広市の対応

- ・運営者の中期事業計画の見直しについては、航空需要の将来予測に基づく検討結果の合理性を確認のうえ、道内7空港一括運営委託の4管理者（国、北海道、旭川市、帯広市）による協議を踏まえ、対応を検討していく考え

（参考）国管理空港の運営者に対する「国の支援」施策（令和2年12月21日決定）

※本施策は国管理空港に対するものであり、地方管理空港は適用外

ア 空港運営事業期間の1年延長

- ・運営者の申入れにより事業期間を1年延長（追加延長は、更なる申入れを踏まえ協議）

イ 契約上の履行義務の緩和

- ・空港活性化投資の後倒し等を柔軟に認めることにより、運営者の当面の資金繰りを支援